

【彙報】

宮田光教授 講演会「源氏物語と私」
三月十四日(土) 一三時～一四時三〇分 三三二教室
・懇親会

会 則

- 一、 本会は、東海学園大学日本文化学会と称する。
- 二、 本会は、日本語・日本文学・日本文化に関する研究の促進と
会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 三、 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会の開催
 - (2) 機関誌「東海学園 言語・文学・文化」の発行
 - (3) その他適当と認められる事業
- 四、 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し入会の手続きをとった、
東海学園大学の専任・兼任の教職員・在学生・卒業生、東海
学園女子短期大学国文学科卒業生およびその他の研究者より
成る。
- 五、 本会の事務局は東海学園大学人文学部内におく。
- 六、 本会の経費は会費、その他をもって充当する。
 - 会費は 普通会员 入会金 一〇〇〇円 年額 三〇〇〇円
 - 維持会員 年額 五〇〇〇円(一口)以上とする。会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。
会計報告は総会において行う。
- 七、 本会の役員は次の通りとする。
 - (1) 代表委員 一名
 - (2) 会計監査 二名
 - (3) 常任委員 若干名

八、 常任委員および会計監査は総会で選出する。

常任委員は常任委員会を形成し互選により代表委員を選出する。

常任委員会は本会の運営と、機関誌の編集にあたる。

役員は任期は二年とする。但し重任をさまたげない。

本会の総会は定例総会を年一回、その他必要に応じて臨時総会を開催する。

十一、 本会則の変更は総会において三分の二の承認を得なければならない。

付則、本会則は、平成十三年 四月 一日から施行する。

投稿規定

- 1、 資格 本会会員に限る。
- 2、 内容 本会の趣旨に沿う研究論文または資料紹介など。
- 3、 字数 四百字詰め原稿用紙三十枚程度。
(ワープロ原稿の場合は、一頁三二文字×二八行の書式とし、
プリント・アウト一部とフロッピー(機種は問わず)両方
を提出する。)
- 4、 送付先 ㊟46818514
名古屋市中平区中平二丁目九〇一番地
東海学園大学日本文化学会
代表 小林幸夫
- 5、 原稿の複写を一部添付のこと。
- 6、 投稿原稿は返却しない。
- 7、 採否について編集委員会に一任のこと。
- 8、 図版がある場合、執筆者には実費を負担していただく。